

(案)

農林水産部

調査・測量・設計業務 共通仕様書

新旧対照表

令和2年度(8月15日改正)

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】

測量 設計 用地

調査

改正後	現行	備考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-29条 【 省 略 】</p> <p>第1-30条 受注者の賠償責任等</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-31条～第1-43条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p> <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 地質調査業務</p> <p>第1節～第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 <u>機械式コーン</u>（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第1-15条 <u>機械式コーン</u>（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第1-16条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220（<u>機械式コーン</u>）（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2～3 【 省 略 】</p> <p>第1-17条 成果物</p> <p>【 省 略 】</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（<u>機械式コーン</u>）（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-29条 【 省 略 】</p> <p>第1-30条 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<u>かし</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-31条～第1-43条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p> <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 地質調査業務</p> <p>第1節～第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第1-15条 オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第1-16条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2～3 【 省 略 】</p> <p>第1-17条 成果物</p> <p>【 省 略 】</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。</p>	<p>改正民法において、「かし」の文言が改められるとともに、履行の追完請求権が定められたことに伴う改正</p> <p>試験名の変更に伴う改正 ※以下同様</p>

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改正後	現行	備考
<p>第6節 【 省略 】</p> <p>第7節 孔内水平載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>)</p> <p>第1-21条 目的 孔内水平載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>) は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第1-22条～第1-23条 【 省略 】</p> <p>第8節～第12節 【 省略 】</p> <p>第2章～第6章 【 省略 】</p>	<p>第6節 【 省略 】</p> <p>第7節 孔内水平載荷試験</p> <p>第1-21条 目的 孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第1-22条～第1-23条 【 省略 】</p> <p>第8節～第12節 【 省略 】</p> <p>第2章～第6章 【 省略 】</p>	<p>試験名の変更に伴う改正 ※以下同様</p>

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】 調査

設計

用地

測量

改正後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1-1条～第1-27条 【 省 略 】</p> <p>第1-28条 受注者の賠償責任等 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書代39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-29条～第1-32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置をこじなければならない。</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-34条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1-1条～第1-27条 【 省 略 】</p> <p>第1-28条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書代39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-29条～第1-32条 【 省 略 】</p> <p>第1-33条 安全等の確保 1～4 【 省 略 】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置をこじなければならない。</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-34条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p>第2編 【 省 略 】</p>	<p>改正民法において、「かし」の文言が改められるとともに、履行の追完請求権が定められたことに伴う改正</p> <p>野焼きしてはならない旨を追記</p>

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】 調査

測量 設計 用地

改正後	現行	備考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-26条 【 省 略 】</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任等</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を履行しなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-28条～第1-31条 【 省 略 】</p> <p>第1-32条 安全等の確保</p> <p>1～4 【 省 略 】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-33条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 設計業務の内容</p> <p>1 設計業務とは、共通編第1章第1-14条に定める貸与資料及び農業農村整備事業編第1章第1-1条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-26条 【 省 略 】</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 【 省 略 】</p> <p>(2) 契約書第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 【 省 略 】</p> <p>第1-28条～第1-31条 【 省 略 】</p> <p>第1-32条 安全等の確保</p> <p>1～4 【 省 略 】</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(3) 【 省 略 】</p> <p>6～8 【 省 略 】</p> <p>第1-33条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p>第2編 農業農村整備事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 設計業務の内容</p> <p>1 設計業務とは、第1-12条に定める貸与資料及び第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行</p>	<p>改正民法において、「かし」の文言が改められるとともに、履行の追完請求権が定められたことに伴う改正</p> <p>野焼きしてはならない旨を追記</p> <p>字句修正</p>

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】 調査

測量

設計

用地

改正後	現行	備考
<p>本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。</p> <p>2～5 【 省 略 】</p> <p>第1-4条 設計業務の条件</p> <p>1 受注者は、業務の着手に当たり、共通編第1章第1-14条に定める貸与資料、農業農村整備事業編第1章第1-1条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、農業農村整備事業編第1章第1-2条に定める現地踏査あるいは資料収集を実施する場合には、共通編第1章第1-14条に定める貸与資料等及び設計図書による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、前項2において、共通編第1章第1-14条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書及び農業農村整備事業編第1章第1-1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5～9 【 省 略 】</p> <p>第1-5条 【 省 略 】</p> <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-10条 【 省 略 】</p> <p>第1-11条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容により取りまとめるものとする。</p> <p>(1)～(7) 【 省 略 】</p> <p>2 治山ダム設計Bの成果品</p>	<p>うことをいう。</p> <p>2～5 【 省 略 】</p> <p>第1-4条 設計業務の条件</p> <p>1 受注者は、業務の着手に当たり、第1-12条に定める貸与資料、第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、第2-2条に定める現地踏査あるいは資料収集を実施する場合には、第1-12条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、前項2において、第1-12条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書及び第2-1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5～9 【 省 略 】</p> <p>第1-5条 【 省 略 】</p> <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第1-1条～第1-10条 【 省 略 】</p> <p>第1-11条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、治山ダム設計において（簡略版）を適用する場合には、2の内容により取りまとめるものとする。</p> <p>(1)～(7) 【 省 略 】</p> <p>2 治山ダム設計の成果品（簡略版）</p>	<p>字句修正 ※以下同様</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

改 正 後	現 行	備 考
<p>(1) 設計説明書 現地踏査等により把握した現地状況を写真とともにその結果をとりまとめるものとする。</p> <p>(2) 設計図面 設計図面は、標準仕様書及び特記仕様書により作成するものとする。</p> <p>(3) 数量計算書 数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>(4) その他（使用した理論、計算式、文献等） 設計説明書、設計図面及び数量計算書に用いた理論、計算式の根拠資料として計算過程及び文献等を明記する。</p> <p>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工事の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</p>	<p>業務の成果については、次の項目に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>(1) 設計説明書 設計条件、構造物の規模、型式等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を簡潔に記載する。</p> <p>(2) 設計図面 設計に関する一般事項又は設計図書により作成する。</p> <p>(3) 数量計算 数量計算書、材料表等は、根拠を明確にして算出し、工種別等に区分して作成する。</p> <p>(4) 設計計算書 設計条件、使用した理論、計算式、文献等及び計算過程を明記する。</p>	
<p>第1-12条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第2章 治山設計業務 第1節 治山ダム工設計</p> <p>第2-1条～第2-2条 【 省 略 】</p> <p>第2-3条 治山ダム（透水性・遮水性）実施設計</p> <p>1 業務目的 治山ダム工及び治山ダム設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第1章第1-12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p>	<p>第1-12条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第2章 治山設計業務 第1節 治山ダム工設計</p> <p>第2-1条～第2-2条 【 省 略 】</p> <p>【 新 設 】</p> <p>記載事項の追加</p>	

新旧対照表

【業務共通仕様書】 調査 測量 設計 用地

改正後	現行	備考
<p>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) <u>基本事項検討</u> 受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施計画に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(4) <u>施設設計</u> 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づき施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。 なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(5) <u>数量計算</u> 受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。 数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。 ア 工事的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量 イ 土量については、土質、土量変化率 ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等 エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格</p> <p>(6) <u>照査</u> 受注者は、共通編第1章第1-8条照査技術者及び照査の実施に基づきほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の決定に際し、実施方針、現地状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体いつぱん図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p> <p>(7) <u>設計説明書</u> 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</p> <p>第2-4条 治山ダム (透過型) 実施設計 1. 業務目的</p>	<p>記載事項の追加</p>	<p>【新設】</p>

新旧対照表

【業務共通仕様書】 調査 測量 設計 用地

改正後	現行	備考
<p>治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第1章第1-12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、土石流・流水・流木対策に関する調査、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物、及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者、現地踏査の結果及び設計上検討に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(4) 施設設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。 なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 数量計算 受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。 数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。</p> <p>ア 工事的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量</p> <p>イ 土量については土質、土量変化率</p> <p>ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等</p> <p>エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格</p> <p>(6) 照査 受注者は、共通編第1章第1-8条照査技術社及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。</p> <p>イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の</p>		

新旧対照表

【業務共通仕様書】

調査

測量

用地

設計

改正後	現行	備考
<p><u>運用と手順を確認する。</u> <u>工 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</u> (7) <u>設計説明書</u> <u>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の証拠資料を付して作成するものとする。</u></p> <p>第2節 流木対策</p> <p>第2-5条 流木対策調査 1～3 【省略】</p> <p>第2-6条 流木対策計画 1～3 【省略】</p> <p>第2-7条 流木対策工予備設計 1～3 【省略】</p> <p>第2-8条 流木対策工実施設計 1～3 【省略】</p> <p>第3節 流路工</p> <p>第2-9条 流路工実施設計 1～3 【省略】</p> <p>第2-10条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 <u>治山ダム設計A（治山ダム予備設計）</u>の成果物 表3-1 <u>治山ダム設計A（治山ダム予備設計）</u>の成果物一覧 【省略】</p> <p>2 <u>治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）</u>の成果物 表3-2 <u>治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）</u>の成果物一覧 【省略】</p> <p>3 <u>治山ダム設計B 実施設計</u>の成果物</p>	<p>第2節 流木対策</p> <p>第2-3条 流木対策調査 1～3 【省略】</p> <p>第2-4条 流木対策計画 1～3 【省略】</p> <p>第2-5条 流木対策工予備設計 1～3 【省略】</p> <p>第2-6条 流木対策工実施設計 1～3 【省略】</p> <p>第3節 流路工</p> <p>第2-7条 流路工実施設計 1～3 【省略】</p> <p>第2-8条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 <u>溪間工予備設計</u>の成果物 表3-1 <u>溪間工予備設計</u>の成果物一覧 【省略】</p> <p>2 <u>溪間工実施設計</u>の成果物 表3-2 <u>溪間工実施設計</u>の成果物一覧 【省略】</p> <p>3 <u>溪間工実施設計</u>の成果物（<u>簡略版</u>）</p>	<p>条番号の修正 ※以下同様</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

改 正 後

現 行

備 考

表 3 - 3 治山ダム設計B実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要	
設計計画 現地踏査 基本事項検討 施設設計 設計説明書作成	設計説明書 現地踏査とりまとめ結果 現地写真		A 4 縦	
	図 面 類	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図
		平面図	1/1,000以上	
		縦断面図	1/1,000以上	
		横断面図	1/1,000以上	
	施設設計	構造図	1/100以上	
		掘削(床掘り)図	構造図と同縮尺	
		間詰及び埋戻し図	監督職員と協議	
		仮設図	監督職員と協議	
	数量計算	その他図面		
数量計算書				
使用した理論、計算式、文献等				
照査	その他			
	照査報告書		特記仕様書による	

表 3 - 3 流路工実施設計の成果物 (簡略版) 一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要	
流路工実施設計	設計説明書		A 4 版	
	位置図 (原則として国土地理院発行の地形図とする)	位置図	1/50,000	
		平面図	1/25,000	
		縦断面図	1/1,000	必要に応じて1/200~1/2,000
		横断面図	1/2,000	水平1/1,000 垂直は滾床勾配1/10未満は水平の5倍、滾床勾配1/10以上は水平の2倍を標準とする。
	構造図	掘削(床掘)図	1/100	
		間詰図等	必要に応じて1/10~1/200	
		標準図	1/100又は1/200	
		数量計算書又は計算図	適宜	
	その他	数量計算書又は計算図	1/100又は1/200	数量計算 CD等による納品
その他参考資料		適宜		

4 ~ 8 【 省 略 】

4 ~ 8 【 省 略 】

9 流路工実施設計の成果物 (簡略版)

9 流路工実施設計の成果物 (簡略版)

表 3 - 9 流路工実施設計の成果物 (簡略版) 一覧

表 3 - 3 流路工実施設計の成果物 (簡略版) 一覧に準ずる。

設計項目	成果物	縮尺	摘要	
流路工実施設計	設計説明書		A 4 版	
	位置図 (原則として国土地理院発行の地形図とする)	位置図	1/50,000	
		平面図	1/25,000	
		縦断面図	1/1,000	必要に応じて1/200~1/2,000
		横断面図	1/2,000	水平1/1,000 垂直は滾床勾配1/10未満は水平の5倍、滾床勾配1/10以上は水平の2倍を標準とする。
	構造図	掘削(床掘)図	1/100	
		間詰図等	必要に応じて1/10~1/200	
		標準図	1/100又は1/200	
		数量計算書又は計算図	適宜	
	その他	数量計算書又は計算図	1/100又は1/200	数量計算 CD等による納品
その他参考資料		適宜		

表の改正

表の改正

新旧対照表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改正後	現行	備考
<p>第4節 山腹工等</p> <p>第2-11条 山腹工設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-12条 海岸防災林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-13条 防風林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-14条 なだれ防止林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-15条 土砂流出防止林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-16条 保安林整備の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-17条 保安林管理道の設計 1 【 省 略 】</p> <p>第2-18条 水土保全治山等の設計 1～2 【 省 略 】</p> <p>第2-19条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 山腹工等設計の成果物 表3-10 山腹工等設計の成果物一覧 【 省 略 】</p> <p>2 水土保全治山等の成果物 治山ダム設計B実施設計(表3-3治山ダム設計B実施設計の成果物一覧)及び山腹工設計(表3-10山腹工等設計の成果物一覧)に準ずる。</p> <p>第5節 地すべり防止工</p> <p>第2-20条 設計計画 1 【 省 略 】</p>	<p>第4節 山腹工等</p> <p>第2-9条 山腹工設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-10条 海岸防災林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-11条 防風林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-12条 なだれ防止林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-13条 土砂流出防止林造成の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-14条 保安林整備の設計 1～5 【 省 略 】</p> <p>第2-15条 保安林管理道の設計 1 【 省 略 】</p> <p>第2-16条 水土保全治山等の設計 1～2 【 省 略 】</p> <p>第2-17条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 山腹工等設計の成果物 表3-9 山腹工等設計の成果物一覧 【 省 略 】</p> <p>2 水土保全治山等の成果物 溪間工設計(表3-9溪間工実施設計の成果物一覧)及び山腹工設計(表3-9山腹工等設計の成果物一覧)に準ずる。</p> <p>第5節 地すべり防止工</p> <p>第2-18条 設計計画 1 【 省 略 】</p>	<p>条番号の修正 ※以下同様</p> <p>条番号の修正 ※以下同様</p> <p>条番号の修正 ※以下同様</p>

改正後

現行

備考

第2-21条 地すべり防止工の位置決定
1 【省略】

第2-22条 抑制工の設計
1～13 【省略】

第2-23条 抑止工の設計
1～3 【省略】

第2-24条 治山ダム工等の設計
1 【省略】

第2-25条 土留工等の設計
1 【省略】

第2-26条 照査
1 【省略】

第2-27条 報告書作成
1 【省略】

第2-19条 地すべり防止工の位置決定
1 【省略】

第2-20条 抑制工の設計
1～13 【省略】

第2-21条 抑止工の設計
1～3 【省略】

第2-22条 治山ダム工等の設計
1 【省略】

第2-23条 土留工等の設計
1 【省略】

第2-24条 照査
1 【省略】

第2-25条 報告書作成
1 【省略】

【削る。】

表3-9 山腹工等設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
山腹工	設計説明書	A4版	
海岸防根林造成	位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000 1/25000	
防風林造成	平面図	1/1000 必要に応じて1/200 ～1/2000	等高線の間隔は、2～10m
なだれ防止林造成	植栽計画図等	適宜	
土砂流出防止林造成	縦断面図	水平、垂直 1/1000	
保安林整備	横断面図	1/100	必要に応じて1/10～1/200
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	定規図	適宜	
	模式図等	適宜	
	間話図等	1/100 又は 1/200	数量計算
	掘削(床掘)図	1/100 又は 1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品
	設計計算書		
	その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)

表の削除

改正後

第3章 治山計画作成等業務
第1節 【省略】

第2節 全体計画の作成
第3-19条～第3-26条 【省略】

第3-27条 報告書の作成
1 【省略】

2 山地治山等調査の取りまとめ
表4-2 山地治山等調査の取りまとめ内容

事項	内容	
対象区域の現況	自然的特性、社会的特性、荒廃特性、法指定状況、既存の治山施設等の整備状況等の必要な事項について記載する。	
期待される森林の公益的機能	高度整備が期待される主な森林の公益的機能について記載する。	
荒廃地等の現況	山腹荒廃地面積、山腹荒廃危険地面積、荒廃渓流面積、土砂量、荒廃森林面積、(被災した森林、機能の低下した森林、機能の高度発揮を図るべき森林)、地すべりフロンツ面積等の必要な事項について記載する。	
保全対象との関連	山腹荒廃地、渓流荒廃地、荒廃危険地等から流出する土砂等の影響を受けける保全対象及び地域開発計画等と整備する治山施設等との関連について記載する。	
整備目標等	整備目標	事業において整備の対象とする現象を明確にし、整備対象とする現象ごとに、これらを抑止、抑制、または改善しようとする内容を記載する。
	整備水準	対象区域又は近傍の降雨、降雪、風、波浪、自身等の自然現象の規模又は頻度を踏まえた抑止又は抑制の水準、地すべり防止対策における目標安全率、森林整備において目標とする林型などを事業の整備水準として記載する。
	整備計画量	山地災害、水害、濁水、濁水等の災害や森林の機能の低下がもたらす影響の規模、範囲、特性を設定するとともに事業の実施によってもたらされる公益的機能発揮の投資効果便益を総合的に勘案して整備対象地の復旧・整備を計画する量及びその量の設定の考え方を記載する。
整備方針	整備目標を達成するため必要な治山施設及び森林整備の主な種類、施工方法、配置及び施工の優先順位の考え方、その他復旧整備にあたっての具体的な方針について記載する。	
事業量	計画する治山施設、森林等の工種別の数量・金額(本工事費)を算定したものを記載する。	
全体計画図	全体計画の対象区域、荒廃地等の現況、整備計画量、治山施設及び森林整備箇所との配置、施工の優先順位等について一体的に明示した図面を作成する。	
施工予定期間	整備方針及び事業量等から適切な施工予定期間について定めたものを記載する。	
他事業との関連	直轄治山事業、地方単独事業、他所管事業等との調整状況や連携状況等について記載する。	
事業評価の概要	当該事業の事前評価及び期中評価を実施している場合には、その概要について記載する。	

現行

第3章 治山計画作成等業務
第1節 【省略】

第2節 全体計画の作成

第3-19条～第3-26条 【省略】

第3-27条 報告書の作成
1 【省略】

2 山地治山等調査の取りまとめ
表4-2により行うものとする。

表の修正

表4-1 事業別調査項目選定表

調査項目	事業体系		山地治山		防災林造成			再生	水源	保安
	復旧	治山	予防	治山	なだ	土砂	海岸	防風	水源	保安
予備調査										
現地調査										
地形・地質・土壌等調査										
地象・漂砂調査										
気象調査										
水文調査										
荒廃現況調査										
荒廃危険地調査										
荒廃森林調査										
海岸荒廃現況調査										
風害調査										
なだれ調査										
火山特性調査										
環境調査										
社会										
既往災害及び法令・規制等の調査										
保全対象調査										
防災施設等調査										
総合検討及び基本方針の策定										
基本事項の策定										
施設等整備計画										
森林整備計画										
管理道等整備計画										
災害予知施設等の計画										
事業量の算定										

備考